

学 務 課

議案第16号

港区立学校設置条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

- (1) 改築に伴い仮園舎で運営している中之町幼稚園を新園舎へ移転するため、規定の整備を行います。
- (2) 改築に伴い仮校舎で運営している赤坂中学校を新校舎へ移転するため、規定の整備を行います。

2 改正内容

- (1) 新園舎へ移転するため、中之町幼稚園の位置を変更します。
 - ・ 赤坂九丁目7番8号
 - 赤坂九丁目2番26号
- (2) 新校舎へ移転するため、赤坂中学校の位置を変更します。
 - ・ 南青山一丁目18番12号
 - 赤坂九丁目2番3号

3 施行期日

教育委員会規則で定める日（令和4年8月1日予定）

港区立学校設置条例新旧対照表

(前略) 別表第一(第二条関係) 幼稚園		(中略) 別表第三(第二条関係) 中学校		改正案
		(略) 名 称	(略) 位 置	
(前略) 別表第一(第二条関係) 幼稚園		(中略) 別表第三(第二条関係) 中学校		現行
		(略) 名 称	(略) 位 置	

<p>この条例は、港区教育委員会規則で定める日から施行する。</p>	<p>同 赤坂中学校 (略)</p>	<p>同 赤坂九丁目二番三号 (略)</p>
	<p>付則</p>	<p>同 赤坂中学校 (略)</p>